

原審の記録に丁数がないときの疎明資料等の取扱いについて

令和3年1月1日から、上訴された原審記録に丁数を付す裁判所の事務処理が廃止されることになりました。

これによって、原審の記録の丁数が裁判所から情報提供されなくなり、原審の記録の丁数の区分等によって額が定められる基礎報酬の算定事務に影響を及ぼすこととなります。

そこで、「国選被害者参加における原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料等に関する細則」^(※)を定め、令和3年1月1日から当面の間、下記のとおり取り扱うことになりました。

○ 令和3年1月1日以降、裁判所に問い合わせる原審の記録の重量の情報提供を受けることとなります。

○ 控訴審等の基礎報酬については、情報提供された原審の記録の重量に基づき、下記の重量区分に対応する丁数区分に従って報酬の請求をしていただけます。

重量・丁数に関する報告書の様式^(※同細則の別紙)をご利用ください。

重量区分	丁数区分
4.5キログラム以上 22.5キログラム未満	丁数が1,000を超え 5,000以下のとき
22.5キログラム以上 45キログラム未満	丁数が5,000を超え 1万以下のとき
45キログラム以上	丁数が1万を超えるとき

○ 上記記録の重量を利用せず、従来どおり、原審の記録の丁数が記載された記録謄写に係る請求書、領収書等の資料を用いて、原審の記録の丁数の疎明資料としていただけます。その場合には、重量・丁数に関する報告書^(※同細則の別紙)の提出は不要です。

また、そのような疎明資料を利用できない場合には、原審の記録の丁数を正確に確認し、事情を報告書^(※同細則の別紙)に記載して提出していただけます。

※ 本細則の内容、報告書の様式は、法テラスのホームページに掲載しております。

法テラストップページ → 法専門家の方へ → 犯罪被害者支援関連
 → 契約約款・報酬基準 → 国選被害者参加における原審の記録に丁数の記載がない
 ときの疎明資料等に関する細則